# 障害のある子どもへの支援

## 手帳

#### 身体障害者手帳

#### 問 障害者福祉課 ■ 0848-67-6060

身体に障害がある人が、法律に基づく各種サー ビスを利用するときに必要な手帳です。

対象者
身体に永続的な障害があり、その障 害程度が身体障害者障害程度等級表 に該当する人

#### 療育手帳

#### 問 障害者福祉課 Ⅲ 0848-67-6060

知的障害がある人が、法律に基づく各種サービ スを利用するときに必要な手帳です。

障害の

ある子ども

の支援

対象者 県こども家庭センターにおいて知的 障害の判定を受けた人

※年齢制限などはありません。

#### 精神障害者保健福祉手帳

#### 問 障害者福祉課 Ⅲ 0848-67-6060

日常生活や社会生活に障害がある人が、法律に 基づく各種サービスを利用するときに必要な 手帳です。

対象者 精神疾患を有する人(知的障害者を 除く)のうち、日常生活や社会生活に 制約がある人

## 手当·助成·給付

#### 重度心身障害者医療費助成

#### 問 障害者福祉課 Ⅲ 0848-67-6060

医療機関ごとに1日200円(入院は14日、通院は 月4日まで、それ以降は無料)の一部負担金の支 払いで治療が受けられます。(入院時の食事代 は除く)(精神障害者の人は通院のみ助成)

- 対象者 ●身体障害者手帳1~3級、療育手帳 (A)、A、(B)を持っている人
  - 精神障害者保健福祉手帳の1級を 持っており、かつ、白立支援医療(精 神诵院)を受給している人 (所得制限あり)

新規申請 手帳の交付を受けた後

#### ✓ 必要な物

- □ 障害者手帳
- □ 医療保険の資格情報のわかるもの(健康保険 証、マイナポータルの医療保険資格情報画面 の写し、医療保険者の交付する「資格情報の お知らせ (等)

※課税台帳記載事項証明書が必要な場合があります。

## ■ こどもおしごとチャレンジ フォトギャラリー

主に小学生を対象に、さま ざまな仕事を体験する講座 を開催しています!

令和6年度の講座のようす

※詳しくはP8~9をご覧ください



▲医師



▲海上保安庁職員

#### **障害児福祉手**当

#### 問 障害者福祉課 123 0848-67-6060

障害児福祉手当(月額16.100円)を支給します。

対象者
心身に重度の障害があるために、日 常生活において常に介護を必要とす る20歳未満の人

更新申請 8月

別途、障害程度の更新があります。 ※新規申請など詳しくは上記問い合 わせ先まで

## 特別児童扶養手当

#### 問 障害者福祉課 ■ 0848-67-6060

特別児童扶養手当(月額で対象児童一人あたり 56,800円(1級)あるいは37,830円(2級))を支 給します。

対象者 20歳未満で、身体、知的または精神 に重度の障害または中度の障害があ る児童を養育している人

更新申請 8月

別途、障害程度の更新があります。 ※新規申請など詳しくは上記問い合 わせ先まで

## 重症心身障害児福祉年金

#### 問 障害者福祉課 113 0848-67-6060

重症心身障害児福祉年金(対象児童一人あたり 月額2,250円)を支給します。

- 対象者 20歳未満で、身体障害者手帳1~3 級、療育手帳(A)、A、(B)のいずれか を持っている
  - 児童を養育している人で、三原に 3ヶ月以上お住いの人

新規申請 手帳の交付を受けた後

#### ✓ 必要な物

- ■養育者の預金通帳
- ■身体障害者手帳または療育手帳

## 重度心身障害者介護手当

#### 問 障害者福祉課 Ⅲ 0848-67-6060

重度心身障害者介護手当(月額2.000円~3.000 円)を支給します。

対象者 5歳以 ト20歳未満で身体障害者手帳 に肢体不自由1級の記載のある人の うち、自力での起居や移動が困難な 人及び療育手帳の交付を受け、その 程度がAと記載のある人

/ 一种

更新申請 8月

### 補装具の交付・修理・貸与

#### 問 障害者福祉課 Ⅲ 0848-67-6060

対象者 身体障害者手帳の交付を受けている 人または難病患者等

概要 義足、車いす、補聴器などの交付・修 理・貸与を行っています。(給付限度 額あり)

費用 原則として1割負担となり、所得に応 じて一定の負担上限額が設定されま す。(市民税非課税世帯および生活保 護世帯は無料)

## 日常生活用具の給付

#### 問 障害者福祉課 111 0848-67-6060

対象者
身体障害者手帳、療育手帳の交付を 受けている人または難病患者等

概要 重度の障害者の日常生活がより円滑 に行われるよう用具の給付を行って います。(給付限度額あり)

費用 原則として1割負担となり、所得に応 じて一定の負担上限額が設定されま す。(市民税非課税世帯および生活保 護世帯は無料)



## 八 通

## 住宅改修費の給付

#### 問 障害者福祉課 ■ 0848-67-6060

対象者
下肢、体幹機能障害または乳幼児期以 前の非進行性の脳病変による運動機能 障害(移動機能障害に限る)のある学齢 児童以上の人で3級以上の身体障害者 手帳を持っている人または難病患者等

概要 小規模な住宅改修費を20万円を限度 に給付します。(1人につき1回限り)

原則として1割負担となり、所得に応 じて一定の負担ト限額が設定されま す。(市民税非課税世帯および生活保 護世帯は無料)

#### 補聴器購入費等の助成

#### 問 障害者福祉課 Ⅲ 0848-67-6060

対象者)次のいずれも満たす人

- ①三原市に住民票がある18歳未満の人
- ②原則として両耳の聴力レベルが30 デシベル以上である人
- ③身体障害者手帳の交付の対象とな らない人

概要 身体障害者手帳の対象とならない軽度・ 中程度の難聴児に、補聴器の購入・修理 に要する費用の3分の2を助成します。

## 交通 · 移動

## 障害者優待乗車証

#### 問 障害者福祉課 ■ 0848-67-6060

対象者は、障害者手帳と乗車証を一緒に提示するこ とにより、三原市域内を運行する路線バスに無料で 乗車できます。介護者を1人つけることができます。

障害

の

ある子ども

、の支援

58

対象者
三原市に居住し、次の手帳を所持している人

1種の身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳

## **喧害者優待乗船券**

#### 問 障害者福祉課 113 0848-67-6060

三原市鷺浦町に居住する次の対象者は、三原 港・須波港~向田港・小佐木港・鷺港のいずれか の区域に、割引運賃で乗船できます。

対象者 障害者優待乗車証(上記)の対象者と同じ

#### 重度障害者タクシー券

#### 問 障害者福祉課 Ⅲ 0848-67-6060

申請により、対象のタクシーで使えるタクシー 券を交付します。

対象者
三原市に居住し、次の手帳を所持している人

- 身体障害者手帳(肢体不自由1級)
- 療育手帳(A)
- 精神障害者保健福祉手帳1級

## 小児慢性特定疾患等治療通院交通費補助

#### 間 子育て支援課 111 0848-67-6045

小児慢性特定疾患治療研究事業または特定疾 患治療研究事業の対象疾患として認定された 18歳未満の児童を、その疾患のために市外の医 療機関へ通院させる保護者に対し、同伴する保 護者の交通費の一部を補助します。

対象者 三原市に居住し、小児慢性特定疾患 医療受診券または特定療患医療受給 者証の交付を受けている18歳未満 の児童の保護者

※所得制限があります。

#### 思いやり駐車場利用証の交付

#### 問 社会福祉課 ■ 0848-67-6058

#### ※妊産婦への交付はP27に掲載

設置(管理)者の協力により「思いやり駐車場」 として登録のある専用駐車スペースを必要と する障害者などを対象に、利用証を交付する制 度です。

対象者 身体障害者手帳(※)、療育手帳(A)、 A)、精神障害者保健福祉手帳1級の 交付を受けている人または難病患者 (特定疾患医療受給者、特定医療費 (指定難病)受給者及び小児慢性特定 疾病医療受給者)

#### ✓ 必要な物

#### □ 各種手帳 □ 受給者証

※代理人の場合は、代理人の身分を証するもの(免 許証、マイナンバーカード等)

※身体障害者手帳が交付されている場合でも、 障害区分の等級により対象とならない場合が あります。詳しくは、上記問い合わせ先まで

## ボランティア活動

#### 問 三原市ボランティア・市民活動サポートセンター ■ 0848-67-9339 M 0848-63-0599

活動名	対象者	内容
点訳 ボランティア活動	' 7日   G   I   G   T   T   T   T   T   T   T   T   T	視覚に障害のある人が、指先の感覚で文字を読むことができるよう に、普通の文字を「点字」に変え、生活に必要な情報を提供します。
朗読・音訳 ボランティア活動	視覚障害のある人	視覚に障害のある人のために、図書などをCDに収録して「録音図書」を製作する活動や、個人の依頼により希望の図書や資料を読む「対面朗読」があります。
布の絵本遊具	障害のある人、	視覚障害や知的障害のある子どもたちのために、手でさわって形な
製作貸出	幼児、児童	どが分かるように立体感のある絵本を手作りし、貸し出しをします。
行事・イベント ボランティア活動	どなたでも	・ ・ ・ ・ 地域行事・イベント・施設内での年中行事などで一緒に楽しみます。 ・

## 障害福祉サービス・障害児通所支援事業等の利用

#### 問 障害者福祉課 113 0848-67-6060

**障害のある子どもが地域で安心して生活できるよう、次のようなサービスや支援を受けることができます。** 

- 内容 ●ホームヘルプサービス、短期入所などの障害福祉サービス
  - 日中一時支援、移動支援などの地域生活支援事業
  - 障害児療育機関へ通所し、日常生活における基本的な動作の習得や、集団生活への適応訓 練等を受ける障害児通所支援事業(児童発達支援、放課後等デイサービスなど)

## 相談窓口

名称	所在地	電話番号
障害者生活支援センタードリームキャッチャー	: 城町一丁目2番1号 総合保健福祉センター内 3階	0848-63-3319
地域生活支援センターさ・ポート	港町三丁目19番6号 3階	0848-62-1736
きぼう相談支援事業所	:明神一丁目18番1号	0848-63-4563
Piano2 相談支援事業所	宮浦三丁目6番2号	0848-67-1528
NPO法人けんけん・ぱ	円一町三丁目10番3号	0848-61-5538
障害者相談支援センタータクト	: 本郷北三丁目4番4号	0848-86-2188
のぞみ相談支援事業所	西野三丁目8番18号	0848-29-7800
相談支援事業所 のぶき	: 本郷町南方21134番地1	080-4558-1845
相談支援事業所 くるみ	大和町大草9061番地	080-4551-3892
相談支援事業所 かえで	宮浦四丁目10番10号	080-8243-0866
アップル介護サービス相談支援事業所	: 本町一丁目7番32号	0848-36-5544
ソーシャルサポート Lien	館町二丁目1番7号	0848-38-7002

## コミュニケーション支援事業

#### 問 三原市ボランティア・市民活動サポートセンター ■ 0848-67-9339 M 0848-63-0599

活動名	対象者	内容
手話通訳者派遣事業	聴覚障害のある人	聴覚に障害のある人に対して手話通訳を派遣し、コミュニケー ション支援をします。
要約筆記者派遣事業	聴覚障害のある人	聴覚に障害のある人(おもに病気や事故で成人後に聞こえなくなった人や難聴者)を対象に要約筆記者を派遣して、ことばのコミュニケーションを支援します。